

『中華人民共和国著作権法（改正草案送審稿）改正 対照表』

2014年6月6日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国著作権法」改正前後対照表

※太字で表示した部分は、現行法の条文に対して修正又は補充された部分。

※赤字で表示した部分は、2012年7月国家版權局「中華人民共和国著作権法」（意見募集第二稿）からの変更部分。

現行法	2014年6月6日国務院法制弁公室「中華人民共和国著作権法」（改訂草案送審稿）
目次	目次
第一章 総則 第二章 著作権 第1節 著作権者及びその権利 第2節 著作権の帰属 第3節 権利の保護期間 第4節 権利の制限 第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約 第四章 出版、実演、録音録画、放送 第1節 図書及び新聞・刊行物の出版 第2節 実演 第3節 録音録画 第4節 放送局・テレビ局の放送 第五章 法律責任及び執行措置 第六章 附則	第一章 総則 第二章 著作権 第1節 著作権者及びその権利 第2節 著作権の帰属 第3節 著作権 の保護期間 第三章 著作隣接権 第1節 出版者 第2節 実演家 第3節 レコード製作者 第4節 ラジオ局、テレビ局 第四章 権利の制限 第五章 権利の行使 第1節 著作権と 著作隣接権 契約 第2節 著作権集団管理 第六章 技術的保護手段及び権利管理情報 第七章 権利の保護 第八章 附則
第一章 総則	第一章 総則
第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な作品の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。	第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権ならびに 伝達者の著作隣接権 を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な著作物の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化、科学及び経済の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。
第二条 中国公民、法人又はその他の組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。 外国人、無国籍人の著作物がその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。	第二条 中国の 自然人 、法人又はその他の組織の著作物は、発表の要否を問わず、 本法の保護を享受する 。 外国人、無国籍人の著作物は、その著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により、本法の保護を享受する。 中国と協議が締結されず、又は共に国際条約

<p>外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。</p> <p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、若しくは構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>	<p>に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、若しくは構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>
	<p>第三条 中国の自然人、法人又はその他の組織のレイアウトデザイン、実演、レコード及びラジオ番組・テレビ番組は、本法における保護を享受する。</p> <p>外国人、無国籍人のレイアウトデザイン、実演、レコード及びラジオ番組・テレビ番組は、その著作者が属する国又は通常の実演国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により、本法の保護を享受する。</p> <p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の外国人及び無国籍人の中国領域内における実演、又は中国領域内において制作、発行したレコードは、本法の保護を享受する</p>
	<p>第四条 外国人、無国籍人の応用芸術著作物及び本法第十四条により享受する権利について、その属する国又は通常の実演国が、中国の著作者権者に対し保護措置を取っている場合は、本法における保護を享受する。</p>
<p>第三条 本法にいう著作物には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、文字による著作物 二、口述による著作物 三、音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物 四、美術、建築による著作物 五、撮影による著作物 六、映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物 七、工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物 八、コンピュータソフトウェア 九、法律、行政法規に規定されるその他の著作物 	<p>第五条 本法にいう著作物とは、文学、芸術及び科学の分野であり独創性を備え、かつある形式によって固定可能な知力の成果物を指す。</p> <p>著作物には次の各号に掲げる種類が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、文字による著作物とは、小説、詩歌、散文、論文等の文字の形式で表現された著作物を指す。 二、口述による著作物とは、即興の演説、授業等の口頭言語の形式で表現された著作物を指す。 三、音楽著作物とは、歌曲、楽曲等の歌唱又は演奏が可能で、歌詞を伴う又は伴わない著作物を指す。 四、演劇著作物とは、劇曲、新劇、歌劇、舞踊劇等の舞台での実演に供する著作物を指す。 五、演芸著作物とは、漫才・寸劇、快板・講

談、太鼓曲・声楽曲、講談・評話、談詞等の口演を主要な形式として演じられる著作物を指す。

六、舞踊著作物とは、連続した動作、姿勢、及び表情等で思想感情を表現した著作物を指す。

七、雑技芸術著作物とは、雑技、手品、曲馬、滑稽等の姿勢及び動作が連続することで表現された著作物を指す。

八、美術著作物とは、絵画、書道、彫塑等の線、色彩又はその他の方法で構成された、審美的意義を有する、平面的又は立体的な造形芸術著作物を指す

九、応用芸術著作物とは、玩具、家具、装飾品等実際の用途を備え、かつ審美的意義を有する平面又は立体的な造型芸術著作物を指す。

十、建築著作物とは、建築物又は構築物の形式で表現された審美的意義を有する著作物を指し、施工の基礎となる平面図、設計図、スケッチ、モデルを含む。

十一、撮影著作物とは、器械を利用して感光材料上又はその他の媒体上に客観的物体の形象を記録した芸術著作物を指す。

十二、視聴覚著作物とは、音声を伴う、又は音声を伴わない画面の連続で構成され、かつ、技術装置を利用して感知された著作物を指し、映画、テレビドラマ及び映画撮影制作に類した方法によって創作された著作物を含む。

十三、図形著作物とは、施工又は生産のために作成された工事又は建築の設計図、製品設計図、及び地理的現象を表し、又は事物の原理若しくは構造を説明した地図又は略図等の著作物を指す。

十四、立体著作物とは、製品の製造又は地理的地形の展示、事物の原理若しくは構造の説明のために、製作された三次元的な著作物を指す。

十五、コンピュータプログラムとは、ソースプログラム又はオブジェクトプログラムで表現された、コンピュータ又はその他の情報処理装置の稼働に利用される指令を指す。コンピュータプログラムのソースプログラム及びオブジェクトプログラムは同一著作物とする。

十六、その他の文学、芸術、科学の著作物。

著作権は著作物の創作が完成した日より自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要はない。

	<p>第六条 本法にいう著作権隣接権とは、出版者が出版した図書又は定期刊行物のレイアウトデザインについて享受する権利、実演家がその実演について享受する権利、レコード製作者が自らが製作したレコードについて享受する権利、ラジオ局、テレビ局が自らが放送したラジオ番組・テレビ番組について享受する権利をいう。</p> <p>著作権隣接権はレイアウトデザインを利用する図書又は定期刊行物が初めて出版された日、実演が発生した日、レコードが初めて完成された日、ラジオ番組・テレビ番組が初めて放送された日より自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要がない。</p>
<p>第四条 著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法律に基づき、作品の出版、伝達に対して監督管理を行う。</p>	<p>第七条 著作権者が著作権を行使するとき、ならびに著作権隣接権者が著作権隣接権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。</p> <p>国家は法律に基づき、著作権の伝達に対して監督管理を行う。</p>
	<p>第八条 著作権者及び著作権隣接権者は国務院著作権行政管理部門が設立した専門登記機関において著作権又は著作権隣接権を登記することができる。登記文書は登記事項が事実であることの基礎的な証拠である。</p> <p>登記の際は登録料を支払わなければならない。登録料の基準は国務院財政管理部門と国務院価格管理部門が確定する。</p> <p>著作権及び著作権隣接権登記管理弁法は国務院著作権行政管理部門が別途制定する。</p>
<p>第五条 本法は次に掲げるものに適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文 二、時事報道 三、暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式 	<p>第九条 著作権保護は表現されたものに及び、思想、手順、原理、数学的概念、運用方法等には及ばない。</p> <p>本法は次の各号に掲げるものには適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、ならびにそれら公文書の正式訳文 二、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局、ネットワーク等の媒体を通じて報道される単なる事実のニュース 三、暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式
<p>第六条 民間文学芸術の著作物にかかる著作権の保護方法は、国務院が別途規定する。</p>	<p>第十条 民間文学芸術表現の保護方法は国務院により別途規定される。</p>

<p>第七条 国務院の著作権行政管理部門は、全国の著作権の管理業務を主管する。各省、自治区、直轄市の人民政府における著作権行政管理部門は本行政区域内の著作権の管理業務を主管する。</p>	<p>第十一条 国務院の著作権行政管理部門は、全国の著作権及び著作隣接権の管理業務を主管する。地方人民政府の著作権行政管理部門は本行政区域内の著作権及び著作隣接権の管理業務を主管する。</p>
<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権管理団体に授権して著作権又は著作権隣接権を行使させることができる。著作権管理団体は授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権管理団体は非営利組織であり、その設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその監督管理等については国務院が別途規定する。</p>	<p>(関連内容を草案第六十一条、第六十七条に変更)</p>
<p>第二章 著作権 第1節 著作権者及びその権利</p>	<p>第二章 著作権 第一節 著作権者及びその権利</p>
<p>第九条 著作権者には、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>一、作者</p> <p>二、その他、本法により著作権を享有する公民、法人又はその他の組織</p>	<p>第十二条 著作権者には、次の各号に掲げる者が含まれる。</p> <p>一、作者</p> <p>二、その他、本法により著作権を享受する自然人、法人又はその他の組織</p>
<p>第十条 著作権には、次に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p> <p>一、公表権、即ち著作権を公表するか否かを決定する権利</p> <p>二、氏名表示権、即ち作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>三、改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利</p> <p>四、同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>五、複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ等の方法によって作品を一部または複数部製作する権利</p> <p>六、発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>七、貸与権、即ち有償で他人が映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物及びコンピュータソフトウェアを一時</p>	<p>第十三条 著作権には、人格権と財産権が含まれる。</p> <p>著作権には次の各号に掲げる人格権が含まれる。</p> <p>一、公表権、即ち著作権を公表するか否かを決定する権利</p> <p>二、氏名表示権、即ち作者の身分を表明するか否かを決定する権利及び作者の身分をどのように表明するかを決定する権利</p> <p>三、同一性保持権、即ち他人が著作物を改変することを許諾する権利及び著作物の歪曲、改纂を禁止する権利</p> <p>著作権には次の各号に掲げる財産権が含まれる。</p> <p>一、複製権、即ち印刷、複写、録音・録画、デュープ及びデジタル化等の方法によって作品を有形の媒体に記録する権利</p> <p>二、頒布権、即ち販売、贈与又はその他の所</p>

<p>的に使用することを許諾する権利、貸出を主目的としないコンピュータソフトウェアを除く</p> <p>八、展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>九、実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>十、放映権、即ち放映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物等を公開し再現する権利</p> <p>十一、放送権、即ち無線方式によって著作物を公開放送又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に作品を伝達・放送する権利</p> <p>十二、情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利</p> <p>十三、撮影製作権、即ち映画の撮影製作又は映画の撮影製作に類する方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>十四、翻案権、即ち著作物を改変し、獨創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>十五、翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利</p> <p>十六、編集権、即ち著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>十七、著作権者が享有すべきその他の権利 著作権者は、前項第五項乃至同第十七項に規定する権利の行使を他人に許諾することができ、且つ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第五項乃至第十七項に規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、且つ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p>	<p>有権譲渡の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>三、貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物、コンピュータプログラム又は著作物のレコードを含む原本又は複製品を一時的に利用することを許諾する権利、貸出を主目的としないコンピュータプログラムを除く</p> <p>四、展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>五、実演権、即ち歌唱、演奏、舞踊、朗誦等の各種方法により著作物を公開実演し、併せて技術設備を用いて公衆に対して著作物の実演を伝達する権利</p> <p>六、放送権、即ち無線又は有線方式により公衆に対して著作物を放送し、又は当該著作物の放送を中継する権利、及び技術設備により公衆に対して当該著作物の放送を伝達する権利</p> <p>七、情報ネットワーク伝達権、即ち著作物を公衆が自ら選定した時間、場所で入手することを可能にするように、無線又は有線方式により公衆に著作物を提供する権利</p> <p>八、翻案権、即ち著作物をその他の体裁、種類の著作物に変換する権利、又は文字、音楽、演劇等の著作物を視聴覚著作物に製作する権利、及びコンピュータプログラムに対し増補、削除を行う、コマンド、ステートメントの順序又はその他の改変する権利</p> <p>九、翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利</p> <p>十、著作権者が享受すべきその他の権利 情報ネットワーク伝達権の保護弁法は国務院により別途規定される。</p>
	<p>第十四条 美術著作物、撮影著作物の原本又は文字、音楽著作物の手稿が初めて譲渡された後、著作者又はその相続人、遺贈を受けた者が、原本又は手稿の所有者が競売の方式で原本又は手稿を転売したことにより得られた付加価値に対し、収益の分配を享受する権利を有する。当該</p>

	<p>権利は著作者又はその相続人、遺贈を受けた者に専属する。その保護弁法は国務院により別途規定される。</p>
<p>第2節 著作権の帰属</p>	<p>第二節 著作権の帰属</p>
<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。但し本法で別段の規定があればこの限りでない。 著作物を創作した公民を著作者とする。 法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、且つ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。 反証がない限り、著作物上に氏名を表示した公民、法人、その他の組織は著作者とする。</p>	<p>第十五条 著作権は著作者に帰属する。ただし本法で別段の規定があればこの限りでない。 著作物を創作した自然人を著作者とする。 法人又はその他の組織が主管又は投資し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、法人、その他の組織又はその代表者の名義で発表、かつ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。 反証がない限り、著作物上に氏名を表示した自然人、法人、その他の組織を著作者と推定する。</p>
<p>第十二条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。但し、著作権を行使するにあたっては、原著物の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十六条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた新たな著作物は派生的著作物とし、その著作権は派生的著作物の著作者が享受する。 派生的著作物を利用するには派生的著作物の著作者及び原著物の著作者の許諾を取得しなければならない。</p>
<p>第十三条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。 分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。但し、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十七条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。 分割利用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享受できる。ただし、著作権を行使するときは、共同著作物の正常な使用を妨害してはならない。 分割利用することができない共同著作物については、その著作権は、各共同著作者が共に享受し、協議をして共同で行使する。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いかなる共有者も他の享受者が共同著作物を利用すること、又は他人に共同著作物の利用を許諾することを妨げてはならない。ただし、利益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。 他人が共同著作物の著作権を侵害したときは、共同著作者のいずれもが自己の名義で提訴することができ、それにより得た賠償金はすべ</p>

	<p>ての共同著作者に合理的に分配しなければならない。</p>
<p>第十四条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は著作物を構成しないデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して獨創性を体现している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著物の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十八条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は著作物を構成しないデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して獨創性を体现している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享受する。</p> <p>編集著作物を使用するには編集著作物の著作者と原著物の著作者の許諾を取得しなければならない。</p>
<p>第十五条 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は製作者が享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬請求権を享有する。</p> <p>映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を有する。</p>	<p>第十九条 製作者が小説、音楽及び演劇等既存の著作物を利用して視聴覚著作物を撮影製作するには著作者の許諾を取得しなければならない。相反する合意がない限り、既存の著作物の著作者が第十六条第二項に基づき、視聴覚著作物の使用に対し、専有的権利を享受する。</p> <p>映画、テレビドラマ等の視聴覚著作物の著作者には監督、脚本家、及び視聴覚著作物のために創作された音楽著作物の著作者が含まれる。</p> <p>映画、テレビドラマ等の視聴覚著作物の著作権中の財産権及び利益の配分は、製作者と著作者が定めることとする。定めがない、又は定めが不明確な場合、著作権中の財産権は製作者が享受する。ただし、著作者は氏名表示権及び利益配分の権利を享受する。</p> <p>視聴覚著作物中の単独で利用可能な脚本、音楽等の著作物について、著作者は単独で著作権を行使することができる。ただし、視聴覚著作物の正常な使用を妨害してはならない。</p>
<p>第十六条 公民が法人或いはその他の組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本法第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。但し、法人或いはその他の組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を有する。著作物が完成してから2年以内は、事業単位の同意を得ずに、著作者は第三者に事業単位が使用させることと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人或いはその他の組織がこれを享有する。法人或いはその他の組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>一、主として法人或いはその他の組織が物質</p>	<p>第二十条 従業員が在職期間中、業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作物であり、その著作権の帰属は当事者が定めることとする。</p> <p>当事者間で定めがない、又は定めが不明確な場合、職務著作物の著作権は従業員が享受する。ただし、建設・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータプログラム及びその関連文書、新聞社・雑誌社、通信社、ラジオ局及びテレビ局の職員が報道任務の履行のために特別に創作した著作物の著作権は事業体が享受し、著作者は氏名表示権を享受する。</p> <p>本条第二項の規定により、従業員が職務著作物の著作権を享受する場合は、事業体はその業務範囲内において無償で当該職務著作物を利用する権利を有し、ならびに当該職務著作物に対</p>

<p>上の技術的条件を利用して創作し、かつ法人或いはその他の組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>二、法人又はその他の組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又は契約で定められた職務著作物</p>	<p>し2年間の専用利用権を享受する。</p> <p>本条第二項の規定により、事業体が職務著作物の著作権を享受する場合、事業体は創作した著作物の数及び質によって、しかるべき奨励を与えなければならない。従業員は編集方式により創作した著作物を出版することができる。</p>
<p>第十七条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により定めることとする。契約に明確な定めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。</p>	<p>第二十一条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、当事者が定めることとする。</p> <p>当事者間で定めがない、又は定めが不明確な場合、委託著作物の著作権は受託者が享受する。ただし、委託者は定められた利用範囲内において無償で当該著作物を利用することができる。当事者が利用範囲を定めていない場合、委託者は創作を委託した特定の目的の範囲内において無償で当該著作物を利用することができる。</p>
<p>第十八条 美術等の著作物の原著作物にかかる所有権の移転は、著作権の移転とはみなされない。但し、美術著作物の原著作物にかかる展示権は、原著作物の所有者が享有する。</p>	<p>第二十二条 著作物の原本の所有権の移転によっては、著作権の移転は発生しない。</p> <p>美術著作物、撮影著作物の原本の所有者は当該原本を展示することができる。</p> <p>著作者が公表していない美術著作物、撮影著作物の原本を他人に譲渡した場合、譲受人が当該原本を展示することは著作者の公表権の侵害を構成しない。</p> <p>公共場所に展示された美術著作物の原本が当該著作物の唯一の担体である場合、当該原本の所有者が取り外し、毀損等事実的な処分をする前に、その著作者が買い戻し、複製等の方式で著作権を保護できるように、合理的な期間内に通知しなければならない。ただし、当事者間で別途定めがある場合はこの限りでない。</p>
	<p>第二十三条 著作者の死亡後、著作権のうち氏名表示権及び同一性保持権は、著作物の相続人又は遺贈を受けた者がこれを保護する。</p> <p>著作権を相続する者がおらず、遺贈を受ける者もない場合には、その氏名表示権及び同一性保持権は、著作権行政管理部門がこれを保護する。</p>
	<p>第二十四条 著作者が生前に公表していない著作物について、著作者が公表しない旨を明確に表明していない場合には、著作者の死亡後50年間、その公表権は、相続人及び遺贈を受けた者が行使することができる。相続人がおらず、遺贈を受ける者もない場合には、原本の所有者</p>

	がその公表権を行使する。
<p>第十九条 著作権が公民に帰属する場合、当該公民が死亡した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。</p> <p>著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、当該法人又はその他の組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>	<p>第二十五条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、著作権中の財産権については、本法に定める保護期間内に「中華人民共和国相続法」の規定により移転する。</p> <p>著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、当該法人又はその他の組織が変更又は終了した後、著作権中の財産権については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が享受する。当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が存在しない場合には、国が享受する。</p>
	<p>第二十六条 共同作者の一人が死亡した後に、その者が享受する共同著作物の著作権中の財産権は、これを相続する者がおらず、遺贈を受ける者もない場合には、その他の共同作者が享受する。</p>
	<p>第二十七条 作者の身分が不明な著作物については、著作物の原本の所有者が氏名表示権以外の著作権を行使する。作者の身分が確定した後は、作者又はその相続人が著作権を行使する。</p>
第3節 著作権の保護期間	第三節 著作権の保護期間
<p>第二十条 作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。</p>	<p>第二十八条 氏名表示権、同一性保持権の保護期間は制限を受けない。</p>
<p>第二十一条 公民の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は作者の生涯及びその死亡後の50年間とし、作者の死亡の日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した作者が死亡した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>法人又はその他の組織の著作物及び著作権（氏名表示権を除く）を法人又はその他の組織が享有する職務著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年間とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>	<p>第二十九条 自然人の著作物の公表権及び著作権中の財産権の保護期間は作者の生涯及びその死亡後の50年間とする。分割できない共同著作物の場合、その保護期間は最後に死亡した作者が死亡した日から起算する。</p> <p>法人又はその他の組織の著作物及び著作権（氏名表示権を除く）を事業体が享受する職務著作物、視聴覚著作物は、その公表権の保護期間は50年間とする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。その著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後50年間とする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>応用芸術著作物の公表権の保護期間は25年とする。ただし、著作物が創作完了後の25年以</p>

<p>映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、並びに撮影された著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年間とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>	<p>内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。その著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後 25 年間とする。ただし、著作物が創作完了後の 25 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>前記 3 項にいう保護期間とは、著作者が死亡した年、関連著作物が初めて公表された年又は著作物の創作が完了した年の次年の 1 月 1 日から起算する。</p> <p>本法が実施される前に保護期間がすでに満了したものの、本条第一項により、保護期間内にある撮影著作物は、本法による保護を享受しない。</p> <p>本法第十四条が定めた権利の保護期間は本条第一項の規定を適用する。</p>
	<p>第三十条 著作者の身分が不明な著作物の著作権中の財産権の保護期間 50 年間とする。当該著作物が最初に公表された年の次年の 1 月 1 日から起算する。著作者の身分が確定したときは、著作権法第二十九条の規定を適用する。</p>
	<p style="text-align: center;">第三章 著作隣接権 第一節 出版者</p>
<p>(第五十八条 本法第二条にいう出版とは著作物の複製及び発行を示す。)</p>	<p>第三十一条 本法にいう出版とは著作物の複製及び頒布を指す。</p> <p>本法にいうレイアウトデザインとは、図書や定期刊行物のレイアウト形式に対するデザインを指す。</p>
<p>(第三十六条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾し、又は禁止する権利を有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は10年間とし、当該レイアウトデザインを使用する図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して10年を経過した年の12月31日までとする。)</p>	<p>第三十二条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを利用することを他人に許諾する権利を有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 10 年間とし、当該レイアウトデザインを利用する図書又は定期刊行物が最初に出版された年の次年の 1 月 1 日より起算する。</p>
	<p style="text-align: center;">第二節 実演者</p>
	<p>第三十三条 本法にいう実演家とは、朗読、歌唱、演奏及びその他の方式により文学芸術著作物又は民間文学芸術を実演する自然人を指す。</p>
<p>(第三十八条 実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。</p>	<p>第三十四条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享受する。</p>

<p>一、実演者の身分を表示する権利</p> <p>二、実演イメージが歪曲されないよう保護する権利)</p> <p>三、他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開中継することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>四、他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>五、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行することを他人に許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>六、情報ネットワークを通じて他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>許諾を受ける者は、前項第三号乃至第六号に定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。)</p>	<p>一、実演家の身分を表示する権利</p> <p>二、実演イメージが歪曲されないよう保護する権利</p> <p>三、他人が無線又は有線方式により現場から実演を公開中継する権利</p> <p>四、他人が実演を録音、録画することを許諾する権利</p> <p>五、他人がその実演を収録した録音録画製品又は当該録音録画製品の複製品を複製、頒布、貸与することを許諾する権利</p> <p>六、公衆が自ら選定した時間、場所において当該実演の入手を可能にするために、他人が無線又は有線方式によりその実演を公衆に対して提供することを許諾する権利。</p> <p>前項第一号、第二号に規定する権利の保護期間は制限を受けない。第三号から第六号に規定する権利の保護期間は50年間とし、当該実演が発生した年の次年の1月1日より起算する。</p> <p>許諾を受ける者は本条第一項第三号から第六号に規定する方式により作品を利用する場合、著作権者の許諾を得なければならない。</p>
<p>(第三十七条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演者(役者、演出事業単位)は著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。演出組織者が演出を組織する場合、当該組織者は著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用して実演を行う場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。)</p>	<p>第三十五条 事業体が演出を組織するとき、著作権者の認可取得は当該事業体が責任を負う。</p>
	<p>第三十六条 実演家が在職期間中、業務上の任務を遂行するために行う実演は、職務実演であり、その権利の帰属は当事者が定めることとする。</p> <p>当事者間で定めがない、又は定めが不明確な場合、職務実演の権利は実演家が享受する。ただし、集団的な職務履行のための実演の権利は事業体が享受し、実演家は氏名表示権を享受する。</p> <p>本条第二項の規定により、実演家が職務実演の権利を享受する場合、事業体はその業務範囲</p>

	<p>内において無償で当該実演を利用することができる。</p> <p>本法第二項の規定により、事業者が職務実演の権利を享受する場合、事業者は実演の数及び質によって、しかるべき奨励を与えなければならない。</p>
	<p>第三十七条 製作者は実演家を雇用して視聴覚著作物を撮影製作する場合、書面の契約を締結し、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>視聴覚著作物について、第三十四条第五号と第六号の規定に基づき、財産権及び利益の配分は、製作者と主な実演家が定めることとする。定めがない、又は定めが不明確な場合、前記権利は製作者が享受する。ただし、主な実演家は氏名表示権及び収益配分の権利を享受する。</p>
	<p>第三節 レコード製作者</p>
	<p>第三十八条 本法にいうレコードとは、実演の音声又はその他の音声のあらゆる記録品をいう。</p> <p>本法にいうレコード製作者とは、最初にレコードを製作した者をいう。</p>
<p>(第四十二条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ報酬請求権を享有する。当該権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>許諾を受ける者は、録音録画製品を複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を得なければならない。)</p>	<p>第三十九条 録音録画製作者は、その製作したレコードに対して、次の各号に掲げる権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、他人がレコードを複製することを許諾する権利 二、他人がレコードを頒布することを許諾する権利 三、他人がレコードを貸与することを許諾する権利 四、公衆が自ら選定した時間、場所において当該レコードの入手を可能にするため、他人が無線又は有線方式により公衆に対してレコードを提供することを許諾する権利。 <p>前項に規定する権利の保護期間は 50 年間とし、レコードの製作が最初に完了した年の次年の1月1日より起算する。</p> <p>許諾を受ける者は、レコードを複製、頒布、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演家の許諾を得なければならない。</p>
	<p>第四十条 次の各号に掲げる方式により利用されたレコードについて、レコード製作者は合理的な報酬を得る権利を享受する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、無線又は有線によるレコードの公開放送

	又は当該レコードの放送の中継放送、及び技術設備による当該レコードの放送の公衆への伝達 二、技術設備によるレコードの公衆への 伝達
	第四節 ラジオ局、テレビ局
	第四十一条 本法にいうラジオ番組・テレビ番組とは、ラジオ局又はテレビ局が最初に放送した音声又は画像信号をいう。
(第四十五条 放送局・テレビ局は、許諾を受けていない次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。 一、その放送するラジオ・テレビ番組を中継放送すること 二、その放送するラジオ・テレビ番組を音楽、映像の媒体上に録音録画すること、及び当該録音映像媒体を複製すること 前項に定める権利の保護期間は50年とし、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。)	第四十二条 ラジオ局、テレビ局は、その放送したラジオ番組・テレビ番組に対し、次の各号に掲げる権利を有する。 一、他人が無線又は有線方式によってそのラジオ番組・テレビ番組を中継放送することを許諾する権利 二、他人がそのラジオ番組・テレビ番組を録音、録画することを許諾する権利 三、他人がそのラジオ番組・テレビ番組の記録品を複製することを許諾する権利 前項に規定する権利の保護期間は 50 年間とし、ラジオ番組・テレビ番組が最初に放送された年の次年の1月1日より起算する。 許諾を受ける者は、本条第1項の方式で著作物、実演、レコードを使用するとき、著作権者、実演家及びレコード製作者の許諾を得なければならない。
第4節 権利の制限	第四章 権利の制限
第二十二條 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。 一、個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合 二、ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合 三、時事ニュースを報道するために、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合 四、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、他の新聞・提起刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体により既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲	第四十三條 次の各号に掲げる状況において著作物を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名 又は名称 及び著作物の名称、 著作物の出典 を明示しなければならず、かつ著作権者が本法により享受するその他の権利を侵害してはならない。 一、個人的な学習、研究又は鑑賞のために、 他人により既に公表された著作物の一部を複製する場合 二、ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人により既に公表された著作物の中、 主要又は実質的な部分を除く部分を適切に引用する場合 三、時事ニュースを報道するために、新聞・刊行物、ラジオ局・テレビ局、 ネットワーク 等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合 四、新聞・刊行物、ラジオ局・テレビ局、 ネットワーク 等のメディア媒体が、他の新聞・刊

<p>載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>五、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>六、学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合、但しそれを出版又は発行してはならない。</p> <p>七、国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合</p> <p>八、図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合</p> <p>九、既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演とは公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わない場合をいう</p> <p>十、屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合</p> <p>十一、中国公民、法人又はその他の組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合</p> <p>十二、既に公表された著作物を点字にして出版する場合</p> <p>前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>	<p>行物、放送局・テレビ局、ネットワーク等のメディア媒体により既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>五、新聞・刊行物、放送局・テレビ局、ネットワーク等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない</p> <p>六、学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版してはならない</p> <p>七、国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合</p> <p>八、図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合</p> <p>九、既に公表された著作物を無償で実演する場合。当該実演とは、公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わない場合、及びその他の方式により経済的収益を得られない場合をいう</p> <p>十、屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影、録画し、かつ複製、頒布及び公衆に提供する場合。ただし、当該美術著作物の表現方式と同じ方式で当該美術著作物を複製、陳列、公開伝達してはならない</p> <p>十一、中国の自然人、法人又はその他の組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版する場合</p> <p>十二、既に公表された著作物を点字にして出版する場合</p> <p>十三、その他の状況</p> <p>前項に規定する方式により著作物を利用するときは、当該著作物の正常な使用を妨げてはならず、著作権者の合法的な利益を不合理に侵害してはならない。</p>
	<p>第四十四条 コンピュータプログラムを合法的に授権された利用者は次の各号に掲げる行為に従事することができる。</p> <p>一、必要に応じてそのプログラムをコンピュ</p>

	<p>ータ等情報処理能力を有する装置に格納する。</p> <p>二、コンピュータプログラムの損壊を防止するために、バックアップ・コピーを製作すること。これらのバックアップ・コピーはいかなる方法によっても他人の使用に提供してはならず、かつ本人が合法的な授権を失ったときは、バックアップ・コピーの廃棄に責任を負う。</p> <p>三、当該コンピュータプログラムを実際のコンピュータ応用環境に用い、又はその機能の実現のために必要な改変を行う。当該コンピュータプログラムの著作権者の許可なしには、いかなる第三者にも改変後のプログラム及びプログラムの修正に特別に使われる装置又は部品を提供してはならない。</p>
	<p>第四十五条 コンピュータプログラムに含まれた設計思想と原理を学習、研究することを目的に、合法的に授権されたコンピュータプログラムの利用者がインストール、表示、伝送又は保存等の方法でコンピュータプログラムを使用する場合は、コンピュータプログラムの著作権者の許可を得る必要は無く、かつ報酬を支払う必要もない。</p>
	<p>第四十六条 コンピュータプログラムの合法的に授権された利用者は正常なルートによって必要な互換性に関する情報を取得できない場合、当該コンピュータプログラムの著作権者の許可を得ずに、当該プログラム中の互換性に関する情報に関する部分の内容を複製ならびに翻訳することができる。</p> <p>前項の規定を適用して取得した情報は、コンピュータプログラムの互換の目的を超えて使用したり、他人に提供したり、実質的に類似するコンピュータプログラムの開発、生産又は販売に利用してはならず、またいかなる著作権侵害の行為にも利用してはならない。</p>
<p>第二十三条 (教科書への著作物の利用) 9年制義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物を編集することができる。但し規定に基づき報酬を支払わなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利</p>	<p>第四十七条 国家義務教育を実施するために教科書を編纂する場合には、本法第五十条に規定される条件により、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物、図形著作物を編集することができる。</p>

<p>を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>	
<p>(第三十三条 著作権者は、新聞社・定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から15日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から30日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合は、同一の著作物を他の新聞社・定期刊行物出版社に投稿することができる。但し、当事者双方に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p>著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。)</p>	<p>第四十八条 文字による著作物が新聞・刊行物に掲載された後、その他の新聞・刊行物は本法第五十条に規定される条件により、著作者の許諾を得ずに転載、又は要約、資料として掲載することができる。</p> <p>新聞・雑誌社がその掲載した著作物について、著作者の授権によって専用出版権を享受し、かつその出版した新聞・刊行物の目立つ位置に転載又は掲載の禁止を旨とする声明を出した場合、その他の新聞・刊行物は転載又は掲載を行ってはならない。</p>
<p>(第四十三条 放送局・テレビ局は公表がされていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。</p>	<p>第四十九条 ラジオ局、テレビ局は本法第五十条に規定される条件により、著作権者の許諾を得ることなく、その公表済みの著作物を放送することができる。ただし、視聴覚著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならない。</p> <p>本条の規定は中国人著作権者、及び中国において著作物を創作した外国人著作権者に適用する。</p>
<p>(第四十四条 放送局・テレビ局は出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。当事者間に特段の定めがある場合はこの限りでない。これらの具体的な方法は国务院が規定する。)</p>	
	<p>第五十条 本法第四十七条、第四十八条及び第四十九条の規定により、著作権者の許諾を得ずに著作権者がすでに公表した著作物を利用するには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。</p> <p>一、初回利用前に関連の著作権集団管理組織に対し届出を申請していること</p> <p>二、著作物の利用時に著作者の氏名又は名称、著作物の名称及び著作物の出典を明示していること。ただし、技術的原因により明示できない場合を除く。</p> <p>三、利用後1ヶ月以内に国务院著作権行政管</p>

	<p>理部門が定めた利用料支払基準に基づいて直接に著作権者に対し、又は著作権集団管理組織を経由して著作権者に対し利用料を支払う。同時に利用した著作物の名称、著作者の氏名及び著作物の出典等の関連情報を提供すること。前記の利用料支払基準は、本法の施行日以降に行われた使用行為に適用する。</p> <p>著作権集団管理組織は前項に規定する届出情報を速やかに公告し、かつ著作物利用状況検索システムを設置し権利者が無償で著作物の利用状況及び利用料の支払い状況を検索できるようにしなければならない。</p> <p>著作権集団管理組織は第一項に述べる利用料を合理的な期間内に速やかに関連権利者に引き渡さなければならない。</p>
	<p>第五十一条 著作権の保護期間が満了しておらず、その著作権者が最大限調査を行っても明らかにならなかった次の各号に掲げる公表済みの著作物について、利用者は国務院著作権行政管理部門の指定する機関に対し、申請して利用料を寄託した上、デジタル形式により著作物を利用することができる。</p> <p>一、著作権者の身分が不明な著作物 二、著作権者の身分が確定しているが、連絡できない著作物</p> <p>前記の具体的な実施方法については、国務院著作権行政管理部門が別途規定する。</p>
	<p>第五章 権利の行使</p>
<p>第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約</p>	<p>第一節 著作権と著作隣接権契約</p>
	<p>第五十二条 著作権者は許諾、譲渡、質権の設定又は法的に許されるその他の形式により著作権中の財産権を利用することができる。</p>
<p>第二十四条 他人の著作物を使用するときは、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。</p> <p>使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <p>一、使用を許諾する権利の種類 二、使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別 三、使用を許諾する地理的範囲、期間 四、報酬支払基準及び方法 五、違約責任 六、当事者双方が約定を要すると認めるその</p>	<p>第五十三条 他人の著作物を利用するときは、著作権者と利用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。</p> <p>利用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <p>一、著作物の名称 二、利用を許諾する権利の種類及び使用方式 三、利用を許諾する権利が専用利用権であるか、又は非専用利用権であるかの区別 四、利用を許諾する地理的範囲、期間 五、利用料基準及び方法 六、違約責任</p>

<p>他の内容</p>	<p>七、当事者双方が定めを要すると認めるその他の内容</p> <p>著作物利用の利用料支払基準は当事者が定めることができる。当事者間で定めが存在しない、又は定めが不明確な場合は、市場価値又は国務院著作権行政管理部門が関連部門と共に制定した利用料支払基準に基づいて利用料を支払う。</p>
	<p>第五十四条 利用許諾の方式が専用利用権である場合は、利用許諾契約は書面の形式を取らなければならない。</p> <p>契約中に利用を許諾する権利が専用利用権であることが明確に定められていない場合、利用を許諾する権利は非専用利用権であるとみなされる。</p> <p>契約中に利用許諾の方式が専用利用権であることが定められているが、専用利用権の内容について定めていない、又は定めが不明確な場合、許諾を受けるものは著作権者を含むあらゆる者が同様の方式で著作物を利用することを排除する権利を有するとみなされる。</p> <p>新聞・刊行物が著作者と専用出版権契約を締結したが、専用利用権の内容について定めていない、又は定めが不明確な場合、専用出版権の期限は1年と推定される。</p>
	<p>第五十五条 図書出版契約に出版者が専用出版権を享受することを定めたが、その具体的内容を明確にしていない場合には、図書出版者が契約の有効期間内及び契約に定めた地域範囲内において同一言語による原版、改訂版の方法で図書を出版する専有的権利を享受するものと見なす。</p>
<p>(第三十二条 著作権者は契約に定める期限に従って著作物を引き渡さねばならない。図書出版者は契約に定める出版の品質、期限に従い、図書を出版しなければならない。</p> <p>図書出版者が契約に定める期限内に出版しない場合、本法第五十三条（契約不履行にかかる民事責任）の規定に基づき民事責任を負わねばならない。</p> <p>図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならず、かつ報酬を支払わなければならない。図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する)</p>	<p>第五十六条 図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する。著作権者が図書出版者に2通の注文書を出し、6ヶ月以内に履行されない場合、図書は完売したものとみなす。</p>

<p>第二十五条 本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。</p> <p>譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、著作物の名称 二、譲渡する権利の種類、地理的範囲 三、譲渡価額 四、譲渡額の支払日及び方法 五、違約責任 六、当事者双方が約定を要すると認めるその他の内容 	<p>第五十七条 著作権中の財産権の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。</p> <p>権利の譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、著作物の名称 二、譲渡する権利の種類、地理的範囲 三、譲渡価額 四、譲渡価額の支払日及び方法 五、違約責任 六、当事者双方が定めを要すると認めるその他の内容
<p>(第二十七条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしている権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行使してはならない。)</p>	<p>第五十八条 利用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしている権利について、許諾を受ける者又は譲渡を受ける者は著作権者の同意を得ずにこれを行使してはならない。</p> <p>許諾を受ける者は著作権者の同意を得ずに第三者に同一権利の行使を許諾してはならない。</p>
	<p>第五十九条 著作権者と専用利用許諾契約、譲渡契約を締結する場合は、利用者は国務院著作権行政管理部門が設立した専門登記機関に登録することができる。登記されていない権利は、善意の第三者に対抗してはならない。</p> <p>登記には費用を納付しなければならない。徴収基準は国務院財政、価格管理部門が定める。</p>
<p>第二十六条 著作権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院著作権行政管理部門に抵当登記手続きを行わなければならない。</p>	<p>第六十条 著作権を質物にする場合、質権設定者と質権者は、国務院著作権行政管理部門に質権設定登記手続きを行わなければならない。</p> <p>登記には費用を納付しなければならない。徴収基準は国務院財政、価格管理部門が定める。</p>
<p>第二十七条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしている権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行使してはならない。</p>	<p>第五十八条に変更</p>
<p>第二十八条 著作物の使用報酬支払基準は当事者の約定により定めることができ、又国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者の約定が不明確な場合、国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。</p>	<p>(関連内容を草案第五十三条に挿入)</p>
<p>第二十九条 出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局等が、本法の関係規定に基づ</p>	<p>(削除)</p>

<p>いて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬請求権を侵害してはならない。</p>	
<p>第四章 出版、実演、録音録画、放送</p>	
<p>第1節 図書及び新聞・刊行物の出版</p>	
<p>第三十条 図書出版者は図書を出版する場合に著作権者と出版契約を締結しなければならない、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	(削除)
<p>第三十一条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物について、契約により享有が約定された専用出版権に基づき本法による保護を受ける。その他の者は、当該著作物を出版してはならない。</p>	(削除)
<p>第三十二条 著作権者は契約に定める期限に従って著作物を引き渡さねばならない。図書出版者は契約に定める出版の品質、期限に従い、図書を出版しなければならない。</p> <p>図書出版者が契約に定める期限内に出版しない場合、本法第五十三条（契約不履行にかかる民事責任）の規定に基づき民事責任を負わねばならない。</p> <p>図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない、かつ報酬を支払わなければならない。図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する</p>	第五十六条に変更
<p>第三十三条 著作権者は、新聞社・定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から15日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から30日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合は、同一の著作物を他の新聞社・定期刊行物出版社に投稿することができる。但し、当事者双方に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p>著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。</p>	(関連内容を草案第四十八条に挿入)
<p>第三十四条 図書出版者は、著作権者の許諾を受けて、著作物を改変又は要約することができる。</p> <p>新聞社・定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び要約を行うことができる。内</p>	(削除)

<p>容の変更については、著作者の許諾を得なければならない。</p>	
<p>第三十五条既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することで生じた著作物を出版する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	(削除)
<p>第三十六条出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾し、又は禁止する権利を有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は10年間とし、当該レイアウトデザインを使用する図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して10年を経過した年の12月31日までとする。</p>	第三十二条に変更
<p>第2節 実演</p>	
<p>第三十七条他人の著作物を利用して実演する場合、実演者（役者、演出事業単位）は著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。演出組織者が演出を組織する場合、当該組織者は著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用して実演を行う場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	(関連内容を草案第三十五条に挿入)
<p>第三十八条 実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>一、実演者の身分を表示する権利</p> <p>二、実演イメージが歪曲されないよう保護する権利</p> <p>三、他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開中継することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>四、他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>五、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行することを他人に許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>六、情報ネットワークを通じて他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>許諾を受ける者は、前項第三号乃至第六号に</p>	第三十四条に変更

<p>定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	
<p>第三十九条 本法第三十八条第一項第一号、第二号に定める権利の保護期間は制限を受けない。</p> <p>本法第三十八条第一項第三号乃至第六号に定める権利の保護期間は50年間とし、当該実演が発生した日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。</p>	(関連内容を草案第三十四条に挿入)
<p>第3節 録音録画</p>	
<p>第四十条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音録画製作者が、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音製作者が、録音製品として合法的な既に収録済みの他人の音楽作品を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>	(削除)
<p>第四十一条 録音録画製作者が録音録画製品を製作するときは、実演者と契約を締結しなければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	(削除)
<p>第四十二条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ報酬請求権を享有する。当該権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>許諾を受ける者は、録音録画製品を複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を得なければならない。</p>	第三十九条に変更
<p>第4節 放送局・テレビ局の放送</p>	
<p>第四十三条 放送局・テレビ局は公表がされていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	(関連内容を草案第四十九条に挿入)

<p>なければならない。</p> <p>放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。</p>	
<p>第四十四条 放送局・テレビ局は出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。当事者間に特段の定めがある場合はこの限りでない。これらの具体的な方法は国务院が規定する。</p>	<p>第四十九条に変更</p>
<p>第四十五条 放送局・テレビ局は、許諾を受けていない次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。</p> <p>一、その放送するラジオ・テレビ番組を中継放送すること</p> <p>二、その放送するラジオ・テレビ番組を音楽、映像の媒体上に録音録画すること、及び当該録音映像媒体を複製すること</p> <p>前項に定める権利の保護期間は50年とし、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。</p>	<p>第四十二条に変更</p>
<p>第四十六条 テレビ局が他人の映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、録画著作物を放送する場合は、製作者又は録画製作者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>第二節 著作権集団管理</p>
<p>(第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権管理団体に授権して著作権又は著作権隣接権を行使させることができる。著作権管理団体は授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作権隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権管理団体は非営利組織であり、その設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその監督管理等については国务院が別途規定する。)</p>	<p>第六十一条 著作権集団管理組織は著作権者と著作隣接権者の授権又は法律の規定により、集団管理の方式によって著作権者にその行使及び管理が困難な著作権又は著作隣接権を行使する非営利組織である。</p> <p>著作権集団管理組織は権利を管理するにあたって、自らの名義を著作権者又は著作隣接権者として権利を主張ことができ、かつ当事者として著作権又は著作隣接権の訴訟、仲裁及び調停活動を行うことができる。</p>
	<p>第六十二条 著作権集団管理組織は、管理の権利に基づき利用料徴収基準を提供する。当該利</p>

	<p>用料徴収基準は、国務院著作権行政管理部門が指定する媒体で実施を公告する。異議がある場合、国務院著作権行政管理部門が専門家委員会を組織して裁定を行い、裁定を最終決定とする。裁定期間において、徴収基準の実施を停止しない。</p> <p>前記の専門委員会は裁判官、著作権集団管理組織の監督管理部門における公務員、弁護士等により構成される。</p>
	<p>第六十三条 著作権集団管理組織は権利者の授權を得、かつ全国範囲で権利者の利益を代表できる場合、発表された音楽著作物又は視聴覚著作物をカラオケ装置を介して公衆に伝達すること、及びその他の方式により著作物を利用することに対し、全体権利者を代表して著作権又は著作隣接権を行使することができる。権利者が書面で集団管理を行なってはならないと表明している場合はこの限りでない。</p> <p>著作権集団管理組織は使用料を引き渡すとき、全ての権利者を同一視しなければならない。</p>
	<p>第六十四条 著作権者と著作隣接権者が本法第十四条と第四十条により享受する報酬請求権は、関連する著作権集団管理組織を通じて行使しなければならない。</p>
	<p>第六十五条 2つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合、統一した利用料徴収基準を共同で制定しなければならない、協議を経てそのうちの一つの著作権集団管理組織が利用料の徴収を統括することを確定しなければならない。徴収した利用料は、関連の著作権集団管理組織間で合理的に配分しなければならない。</p>
	<p>第六十六条 国務院の著作権行政管理部門は、全国の著作権集団管理業務を主管し、著作権集団管理組織の設立、業務範囲、変更、抹消及びその他の登記事項の認可、監督・管理を行う。</p> <p>国務院のその他の主管部門は、自己の職責範囲内で著作権集団管理組織の監督・管理を行う。</p>
<p>(第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権管理団体に授權して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。著作権管理団体は授權された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p>	<p>第六十七条 著作権集団管理組織の設立形式、業務範囲、権利義務、著作権の許諾利用料の徴収、配分及びその監督管理等、授權利用料徴収基準に対する異議をめぐる裁定等の事項については国務院が別途規定する。</p>

<p>著作権管理団体は非営利組織であり、その設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその監督管理等については国務院が別途規定する。)</p>	
	<p>第六章 技術的保護手段及び権利管理情報</p>
	<p>第六十八条 本法にいう技術的保護手段とは、権利者が自らの著作物、実演、レコード又はラジオ番組・テレビ番組が複製、閲覧、鑑賞、運用、翻案される、又はネットワークを通じて伝達されるのを防止、制限するために講じる有効な技術、装置又は部品を指す。</p> <p>本法にいう権利管理情報とは、著作物及びその著作者、実演及びその実演家、レコード及びその製作者、ラジオ番組・テレビ番組及びラジオ局・テレビ局について説明する情報、著作物、実演、レコード、ラジオ番組・テレビ番組の権利者の情報及び利用条件の情報、及び上記の情報を表示する数字又はコードを指す。</p>
	<p>第六十九条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的保護手段を採用することができる。</p> <p>許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的保護手段を故意に回避又は破壊してはならず、主に技術的保護手段の回避又は破壊に用いる装置又は部品を故意に製造、輸入又は公衆に対し提供してはならず、故意に他人に対し技術的保護手段を回避又は破壊するための技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りでない。</p>
	<p>第七十条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一、権利管理情報を故意に削除、改変する場合。ただし、技術的原因により削除又は改変を回避できない場合はこの限りでない。</p> <p>二、権利者の許諾を得ずに権利管理情報の削除又は改変がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、著作物、実演、レコード、又はラジオ番組・テレビ番組を公衆提供する場合。</p>
	<p>第七十一条 次の各号に掲げる状況においては、技術的保護手段を回避することができる。ただし、他人に対し技術的保護手段を回避する技術、装置、又は部品を提供してはならず、著作権者が法に基づいて享受するその他の権利を</p>

	<p>侵害してはならない。</p> <p>一、学校の教室における授業又は科学研究のために、少数の教員や科学的研究員に向けてすでに公表された著作物、実演、レコード又はラジオ番組・テレビ番組を提供する場合で、当該著作物、実演、レコード又はラジオ番組・テレビ番組を正常なルートを通じて取得できない場合</p> <p>二、営利目的ではなく、視覚障害者が感知することのできる独特の方法で視覚障害者に対してすでに公表されている文字による著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通じて取得できない場合</p> <p>三、国家機関が行政、司法手続きに基づいて公務を執行する場合</p> <p>四、セキュリティ測定資格を持つ機関がコンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合</p> <p>五、暗号化又はコンピュータプログラムのリバースエンジニアリングに関する研究を行う場合</p>
<p align="center">第五章 法律責任及び執行措置</p>	<p align="center">第七章 権利の保護</p>
<p>第四十七条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合</p> <p>二、共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合</p> <p>三、創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合</p> <p>四、他人の著作物を歪曲、改ざんした場合</p> <p>五、他人の著作物を盗用した場合</p> <p>六、著作権者の許諾を得ずに、展示、映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する方法により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等の方法により著作物を使用した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>七、他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合</p> <p>八、映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、或いは</p>	<p>第七十二条 著作権又は著作隣接権を侵害し、本法に規定する技術的保護手段又は権利管理情報に関する義務に違反した場合、法により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。</p>

<p>著作隣接権の許諾を得ずに、その著作物又は録音録画製品を貸与した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>九、出版者の許諾を得ずに、その出版された図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合</p> <p>十、実演者の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開中継した場合、或いはその実演を収録した場合</p> <p>十一、著作権及び著作隣接権にかかるその他の侵害行為</p>	
	<p>第七十三条 ネットワークサービスプロバイダはネットワークユーザーに対し保存、検索又はリンク等の単純なネットワーク技術サービスを提供するとき、著作権又は著作隣接権に関する審査義務を負わない。</p> <p>他人はネットワークサービスを利用して著作権又は著作隣接権を侵害する行為を実施した場合、権利者は書面でネットワークサービスプロバイダに通知し、削除、リンクの解除等の必要な措置を取るよう要求することができる。ネットワークサービスプロバイダは通知を受け取った後速やかに必要な措置を取った場合、賠償責任を負わない。速やかに必要な措置を取らなかった場合、侵害が拡大した部分に対し、当該侵害者と連帯責任を負う。</p> <p>ネットワークサービスプロバイダは他人がそのネットワークサービスを利用して著作権を侵害していることを知りながら、又は知っているはずでありながら、必要な措置を取っていない場合、当該侵害者と連帯責任を負う。</p> <p>ネットワークサービスプロバイダは、著作権の侵害について他人を教唆したり支援したりした場合、当該侵害者と連帯責任を負う。</p> <p>ネットワークサービスプロバイダがネットワークを通じて他人の著作物、実演又はレコードを公衆に提供する場合は、本条第一項の規定を適用しない。</p>
	<p>第七十四条 利用者は、権利者にその行使及び管理が困難な権利を利用し、著作権集団権利組織と締結した契約に基づいて著作権集団管理組織に対し会員の報酬を支払った後、非会員権利者が同一の権利と同一の利用方式について提訴した場合、利用者はその利用を停止し、かつ相応の著作権集団管理利用料徴収基準に基づき賠償損失を償しなければならない。</p>

	<p>次の各号に掲げる状況には、前項の規定が適用されない。</p> <p>一、利用者は、非会員権利者が集団管理方式によってその権利を行使してはならない旨の声明を出したことを知りながら、依然としてその著作物を利用する場合</p> <p>二、非会員権利者が利用者にその著作物を利用してはならない旨を通知したものの、利用者は依然として利用する場合</p> <p>三、利用者は非会員訴訟の裁定により利用を停止した後、再び利用する場合</p>
	<p>第七十五条 コンピュータプログラムの複製品の保有者は当該プログラムが権利侵害にかかる複製品であることを知らず、また知っていたとされる合理的な理由がない場合、賠償責任を負わない。ただし、利用を停止し、その権利侵害にかかる複製品を廃棄しなければならない。コンピュータプログラムの複製品の保有者は、当該プログラムの利用を継続する必要がある場合、当該コンピュータプログラムの著作権者の許諾を得なければならない。</p>
<p>(第四十九条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。</p> <p>権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。)</p>	<p>第七十六条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合に、賠償額を計算するとき、権利者は実質的損失、権利侵害者の違法な行為による所得、権利取引費用の合理的な倍数又は100万元以下の額を選択し、賠償を請求することができる。</p> <p>2回以上著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前項により算出した賠償額の2倍から3倍をもって賠償額を確定することができる。</p> <p>人民法院は賠償額を確定するとき、著作権者が侵害行為を制止するために支払った合理的な出費を含めるものとする。</p> <p>人民法院は、賠償額を確定するために、著作権者が証拠を立てるよう尽力したものの、権利侵害に関わる帳簿、資料を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命ずることができる。権利侵害者が提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供する場合、人民法院は著作権者の主張により権利侵害賠償額を確定し、判決を下すことができる。</p>
<p>第四十八条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したも</p>	<p>第七十七条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合、著作権行政管理部门がその権利侵害行為の停止を命じ、警告処分を与え、違法な行為による所得を没収し、権利侵害にかかる製品</p>

<p>のは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>二、他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合</p> <p>三、実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>四、録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>五、許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>六、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、或いは破壊した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p>七、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音録画製品等の権利を管理するための電子情報を故意に削除或いは改変した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p>八、他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合</p>	<p>又はその複製品を没収、廃棄することができる。不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の2倍以上、5倍以下の罰金に処することができる。違法な行為による所得がない場合、不法経営額の算出が困難、又は不法経営額が5万元以下の場合、25万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、著作権行政管理部門は、さらに主に権利侵害にかかる製品又は複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、頒布、貸与、展示、実演、放送、ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない</p> <p>二、実演家の許諾を得ずに、その実演を放送、録音・録画し、又はその実演のレコードを複製、頒布、貸与し、あるいはネットワークを通じて公衆にその実演を伝達した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>三、レコード製作者の許諾を得ずに、その制作したレコードを複製、頒布、貸与し、あるいはネットワークを通じて公衆に伝達した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>四、ラジオ局、テレビ局の許諾を得ずに、そのラジオ番組・テレビ番組を中継放送、録音・録画、複製した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>五、他人が専用使用権を享受する著作物、実演、レコード、ラジオ番組・テレビ番組を使用した場合。</p> <p>六、本法第五十条の規定に違反して他人の著作物を利用した場合</p> <p>七、許諾を得ずに、権利者にその行使と管理が困難な著作権又は著作隣接権を使用した場合。本法第七十四条第一項に規定する状況はこの限りでない。</p> <p>八、他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合</p>
	<p>第七十八条 次の各号に掲げる違法行為があった場合、著作権行政管理部門は警告を発し、違法な行為による所得を没収し、主に技術的保護手段の回避、破壊に用いられた装置又は部品を没収することができる。情状が深刻な場合は関</p>

	<p>連の材料、工具、設備等を没収する。不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の1倍以上、5倍以下の罰金に処することができる。違法な行為による所得がない場合、不法経営額の算出が困難、又は不法経営額が5万元以下の場合、25万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>一、許諾を得ずに、権利者が採った技術的保護手段を故意に回避又は破壊した場合。法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りではない。</p> <p>二、許諾を得ずに、主に技術的保護手段の回避や破壊に用いられる装置や部品を故意に製造、輸入又は他人に提供した場合、又は他人に技術的保護手段の回避や破壊のための技術サービスを故意に提供した場合。</p> <p>三、許諾を得ずに、権利管理情報を故意に削除又は改変した場合。法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りではない。</p> <p>四、許諾を得ずに、権利管理情報の削除又は改変がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、関連する著作物、実演、レコードを複製、頒布、貸与、実演、放送し、又はネットワークを通じて関連の著作物、実演、レコード、又はラジオ番組・テレビ番組を公衆に伝達した場合。</p>
<p>第四十九条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。</p> <p>権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p>	<p>第七十六条に変更</p>
	<p>第七十九条 著作権行政管理部門は権利の侵害及び違法の疑いがある行為に対して調査を行うとき、関係当事者に質問し、権利の侵害及び違法の疑いがある行為に関わる状況を調査することができ、当事者が権利の侵害及び違法の疑いがある行為を行った場所又は物品について現場検査を実施することができ、権利の侵害及び違</p>

	<p>法の疑いがある行為に関わる契約、発票、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製することができ、権利の侵害及び違法の疑いがある場所と物品を差押え又は押収することができる。</p> <p>著作権行政管理部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者はこれに協力しなければならない。正当な理由がない限り、前項材料の提供を拒絶、妨害又は先延ばしにした場合、著作権行政管理部門は警告を発することができる。情状が深刻な場合は、関連の材料、工具、設備等を没収することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>(第五十六条当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても訴えを提起せず、又は履行しない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求することができる。)</p>	<p>第八十条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から60日以内に関連行政機関に行政再審査を請求するか、又は3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても行政再審査を請求せず、又は訴えを提起せず、履行もしない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求することができる。</p>
<p>(第五十三条複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授権されたものであることを証明できない、或いは複製品の発行者又は映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルート_{を証明できない場合は、法律責任を負わなければならない。})</p>	<p>第八十一条 次の各号に掲げる状況があった場合、著作権又は著作隣接権の利用者が民事責任又は行政法律責任を負わなければならない。</p> <p>一、複製品の出版者、製作者がその出版、製作行為が合法的に授権されたものであることを証明できない場合</p> <p>二、ネットワークユーザーがネットワークを通じて公衆に伝達した著作物が合法的に授権されたものであることを証明できない場合</p> <p>三、貸与者が貸与した視聴覚著作物、コンピュータプログラム又はレコードの原本又は複製品が合法的に授権されたものであることを証明できない場合</p> <p>四、頒布者が頒布した複製品が合法的な出所を有することを証明できない場合</p>
<p>第五十条著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利侵害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益を補填しがたい損害を被るおそれがある場合は、訴えを提起する前に人民法院に係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。</p> <p>人民法院が前項の請求を処理するにあたっては、「中華人民共和國民事訴訟法」第93条から</p>	<p>第八十二条 著作権者又は著作隣接権者は、行為、財産又は証拠の保全を申請する場合、『中華人民共和國民事訴訟法』の保全に関する規定を適用する。</p>

<p>第96条及び第99条の規定を適用する。</p>	
<p>第五十一条 侵害行為を制止するに際し、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は訴えを提起する前に人民法院に証拠保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受理した後、必ず48時間以内に裁定を下さなければならない。当該裁定が保全措置を採る場合は、直ちに執行を開始しなければならない。</p> <p>人民法院は申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しないときは、当該請求を却下する。</p> <p>人民法院が保全措置を採った後15日以内に、申請人が訴えを提起しないときは、人民法院は当該保全措置を解除しなければならない。</p>	<p>(関連内容を草案第八十二条に挿入)</p>
<p>第五十二条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して違法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。</p>	<p>第八十三条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して違法な行為による所得、権利侵害にかかる製品、複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。</p>
<p>第五十三条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授権されたものであることを証明できない、或いは複製品の発行者又は映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合は、法律責任を負わなければならない。</p>	<p>第八十一条に変更</p>
<p>第五十四条 当事者が契約の義務を履行しない、又は契約義務の履行が約定条件に適合しない場合は、「中華人民共和國民法通則」「中華人民共和國契約法」等の関係法律の規定に従い、民事責任を負わなければならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第五十五条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で締結した書面による仲裁合意又は著作権契約中の仲裁条項に基づき仲裁機構に仲裁を申し立てることもできる。</p> <p>当事者が書面による仲裁合意を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、直接人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第八十四条 著作権又は著作隣接権にかかる紛争の当事者は『中華人民共和國仲裁法』に基づき、仲裁機関に仲裁の請求を申立て、又は行政調停を申し立てることができる</p>
	<p>第八十五条 著作権行政管理部門は著作権紛争</p>

	<p>調停委員会を設立し、著作権又は著作隣接権にかかる紛争の調停を担当する。調停合意の司法確認について、『中華人民共和國民事訴訟法』の調停合意に関する規定を適用する。</p> <p>著作権調停委員会の構成、調停手続及びその他事項については、國務院著作権行政管理機關が別途規定する。</p>
<p>第五十六条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても訴えを提起せず、又は履行しない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求することができる。</p>	<p>第八十条に変更</p>
	<p>第八十六条 著作権者又は著作隣接権者は、その著作権又は著作隣接権の侵害の疑いがある物品の輸出又は輸入について、税関に調査を請求することができる。具体的な方法は國務院が別途規定する。</p>
<p>第六章附則</p>	<p>第八章 附則</p>
<p>第五十七条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。</p>	<p>第八十七条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。</p>
	<p>第八十八条 著作隣接権の制限及び行使については本法中の著作権の関連規定を適用する。</p>
<p>第五十八条 本法第二条にいう出版とは著作物の複製及び発行を示す。</p>	<p>(関連内容を草案第三十一条に挿入)</p>
<p>第五十九条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法については國務院により別途規定される。</p>	<p>(関連内容を草案第十三条に挿入)</p>
<p>第六十条 本法に規定される著作権者と出版者、実演者、録音録画製作者、放送局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法規定の保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p> <p>本法施行前に発生した侵害又は契約違反行為は、侵害時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理される。</p>	<p>第八十九条 本法に規定される著作権者と著作隣接権者の権利で、本法施行日に未だ本法規定の保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p> <p>本法施行前に発生した侵害又は契約違反行為は、侵害の発生時又は違反行為の発生時の関連法律、規定及び政策によって処理するものとする。</p>
<p>第六十一条 本法は、1991年6月1日より施行する。</p>	<p>第九十条 本法は、 年 月 日より施行する。</p>

※JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成